

平成28年 6 月15日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第43号 門真市立沖小学校大規模改造工事（第2期）請負契約の締結について
- 2 議案第44号 門真市立門真小学校プール建替及び南校舎棟撤去他工事請負契約の締結について
- 3 議案第45号 公共下水道島頭第2管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の締結について
- 4 議案第46号 （仮称）東田町公園整備工事請負契約の締結について
- 5 議案第47号 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 6 議案第48号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 7 議案第49号 門真市自転車安全利用に関するマナー条例の一部改正について
- 8 議案第50号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：平成 28 年 6 月 8 日（水）

○議案第 44 号 門真市立門真小学校プール建替及び南校舎棟撤去他工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約金額 2 億 2869 万 2160 円
- 契約の相手方 門真市島頭 3 丁目 23 番 36 号
富国建設株式会社門真営業所
所長 宮原 達規
- 工期 議会の議決のあった日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（主な質疑と答弁）

問 最低制限価格を事前に公表しなかった理由は。

答 28 年度の工事発注に当たり開催した 4 月の審査会において、本案件を含めた今定例会に上程している 3 件を試行的に事後公表とすることと決定したためである。

（その他の質疑項目）・撤去工事の仮囲いによる学校内の畑への影響について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 45 号 公共下水道島頭第 2 管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の締結について

（議案の内容）

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約金額 2 億 307 万 240 円
- 契約の相手方 大阪市中央区大手前一丁目 2 番 15 号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 空橋 進
- 工期 議会の議決のあった日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（主な質疑と答弁）

問 公共下水道島頭第 2 管渠^{きよ}築造工事(2)の概要は。

答 工区南側については、推進工管径 900mm から 700mm、延長 108.89m、開削工管径 600mm、延長 115.5m、マンホール工 5 基となっており、工区北側については、推進工管径 300mm から 250mm、延長 10m、開削工管径 500mm から 250mm、延長 89.2m、マンホール工 4 基となっており、あわせて総延長 323.59m を施工するものである。

問 工区南側と北側の工事を一つの工事として契約する理由は。

答 工事の発注については、原則、単年度に施工できる延長区間とし、移設工事の有無、地元調整などを考慮し決定しているところであり、本工事については、工区南側と北側の工事区間が市道島頭下馬伏線の同一路線で近接していることもあり、通行規制等の調整が円滑に進み、効率的に施工できることなどの理由から同一工事として発注としている。

また、副次的な効果として、工区南側と北側を分割して発注した場合と比較し、設計金額で約 400 万円程度安価となっている。

問 加速的な下水道普及率向上を目指し取り組んでいると聞いているがその取り組み状況は。

答 本市では、下水道未普及地域の解消を市の重点課題の一つと位置づけ、26 年度より加速的な整備とすべく取り組んでいる。

そのため、財源の一つである国の交付金についても、国へ積極的な要望活動を実施し、その結果 28 年度は交付要望満額の内示を受けており、順調に事業が進捗すれば、処理人口普及率は 28 年度末で概ね 90%に達する予定である。

(その他の質疑項目)・試行実施をしている最低制限価格の事後公表の運用について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第46号 (仮称) 東田町公園整備工事請負契約の締結について

(議案の内容)

○契約の方法 一般競争入札

○契約金額 1 億 6394 万 4000 円

○契約の相手方 大阪市中央区南船場四丁目 6 番10号
矢野建設株式会社
代表取締役 矢野 勇治

○工期 議会の議決のあった日から平成30年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問 (仮称) 東田町公園の概要は。

答 多目的に使える広場を最大限に確保し、周囲には植樹やベンチの設置、ブランコなどの子どもの遊具や健康遊具の設置を予定している。

また、公園の敷地を周囲より低くすることで地表に約 40 トン、地中に貯留槽を埋設することで約 260 トン、合計約 300 トンの雨水貯留施設を設置する予定をしている。

工期については、30 年 3 月までの 2 カ年度としており、できる限り早期の竣工及び供用開始を目指して施工を進めていく。

問 地域住民の要望は、設計に反映されているか。また、説明会はどのようにされているか。

答 多目的の広場の確保や植樹、健康遊具の設置等の要望を頂いており、それらの設置を予定している。

また、28 年 3 月 17 日に、公園予定地の周辺住民を対象とした説明会を行い、その中で、最も心配していることとして、夜間の安全対策や、ゴミの不法投棄など防犯に関する意見があったため、供用開始後のこれら防犯に関することについては、地域住民の意見を踏まえて門の開閉など管理方法等について、検討を考えている。

なお、工事業者と本契約を締結した後、再度、周辺住民に対して説明会を開催する予定である。

問 なぜ発注見直し公表の段階から土木一式工事とせず、造園工事としたのか。

答 造園以外の工種があることは認識していたが、直接工事費の割合で、造園部分が最も大きかったことや、最終的に公園に整備する工事であるため、造園工事としていた。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 49 号 門真市自転車安全利用に関するマナー条例の一部改正について

(議案の内容)

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴い、自転車事故の保険等の加入の義務について定める。

(主な質疑と答弁)

問	自転車事故の保険等の加入義務化の経緯は。
答	府においては、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が 4 月 1 日より施行され、7 月 1 日より自転車損害賠償保険の加入が義務化されることから、府全体を包含する府条例にあわせて義務化するものである。
問	府内の自転車条例の制定状況は。
答	摂津市、羽曳野市、寝屋川市、堺市、箕面市、守口市、高槻市、池田市及び本市の 9 市が制定している。
問	本市を除く 8 市では、府条例の保険加入義務化に伴い、条例改正を行うのか。
答	保険加入規定のない池田市を除く 7 市で改正予定であると聞いている。
問	過去 3 年の市内における自転車事故件数は。
答	門真警察署に確認したところ、同署管内での人身事故件数は、自転車対歩行者で 25 年 3 件、26 年 1 件、27 年 1 件で、自転車対自転車は 25 年 6 件、26 年 1 件、27 年 0 件である。 なお、人身事故以外でも、自転車が絡む事故が多数発生していると聞いており、警察に通報せずに済むような軽傷等の事故については、相当数発生しているものと思われる。
問	全国の自転車事故における高額な賠償事例は。
答	小学生が自転車運転中に歩行中の女性と衝突し、監督責任を問われた母親に約 9500 万円、高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突し約 9200 万円、男性が信号を無視して高速度で交差点に進入し、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突し約 5400 万円等の賠償事例がある。

(その他の質疑項目) 自転車利用者の安全利用及びマナー向上に対する取り組みについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 43 号、第 47 号、第 48 号及び第 50 号中、所管事項については、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年 6 月15日

門真市議会議長

土山 重樹 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 2 議案第52号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第4号）
- 3 議案第53号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

審査日：平成 28 年 6 月 8 日（水）

○議案第 53 号 平成 28 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 486 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 225 億 5604 万 3000 円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：電算システム改修委託料追加分 486 万円】

問	追加される電算システム改修の概要は。
答	30 年度の国民健康保険制度の都道府県広域化に伴い、標準保険料率等の算定に必要な情報を本年 10 月までに府へ提供するための改修を行う。
問	大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における統一保険料率等の議論の内容は。
答	28 年 3 月に開催された同会議において、「平成 27 年度検討状況とりまとめ」が決定された。その主な内容のうち、統一保険料率を目指した仕組みについては、標準保険料率は府内市町村の医療費水準の差が比較的小さいことを踏まえ、医療費水準を加味せず、統一することとされた。また、保険料と一部負担金の減免の取り扱いについては、原則、共通基準で統一するが、激変緩和期間中に限り、差異を容認することとされた。
問	30 年度から統一保険料率を検討している都道府県は。
答	大阪府に確認したところ、大阪府と奈良県の 2 団体である。
問	同会議で議論されたその他の主な統一項目は。
答	出産育児一時金は 42 万円、葬祭費は 5 万円で統一することとされた。また、保健事業は共通基準を設定し、被保険者証とともに、詳細は今後検討される。
問	同会議で議論された保険料の激変緩和措置及び累積赤字の取り扱いは。
答	保険料の激変緩和措置については、国が措置する激変緩和用の特例基金の活用期間である 6 年の範囲内で実施する。また、累積赤字の解消については、原則として 29 年度までに解消することとし、やむを得ない場合に限り、30 年度以降は市町村の責任で繰り入れや保険料率上乗せによる解消を容認することとされた。

（その他の質疑項目）・市独自の減免制度について など

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、承認第 4 号及び議案第 52 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく承認及び原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年6月15日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第50号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：平成 28 年 6 月 9 日（木）

○議案第 50 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 3 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1908 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 566 億 9546 万 8000 円とする。

また、地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：児童扶養手当システム多子加算対応委託料 1069 万 2000 円】

問 児童扶養手当法の改正内容は。

答 同法の改正点は、以下の 2 点である。

1 点目は、子どもが 2 人以上いる場合に支給される多子加算額の増額であり、従前月額 5000 円であった第 2 子分を最大で月額 1 万円に、月額 3000 円であった第 3 子以降分を最大で月額 6000 円に増額する。

なお、従前の多子加算額については、所得による変動はなく、一律の金額となっていたが、今回の法改正により、第 1 子分と同様に年収に応じて支給額を変動することとし、第 2 子分については 1 万円から 5000 円の間で、第 3 子分以降については 6000 円から 3000 円の間で、それぞれの家庭の所得に応じて加算額を決定する。

2 点目は、多子加算に対する物価スライド制（物価の上下に合わせて支給額が変動）の導入であり、従前より 1 人目の子どもの手当額にはこの方式を導入していたが、多子加算額についても導入する。

問 児童扶養手当額の増額や物価スライド制は、いつから適用されるのか。

答 多子加算の増額については、28 年 8 月分の児童扶養手当額から適用し、実際の支払月としては、8 月から 11 月分の 4 カ月分を 12 月に支給する。

また、多子加算額への物価スライド制については、29 年 4 月分から導入する。

問 同法改正に伴うシステム改修費についての国からの財政措置は。

答 制度拡充に伴う扶助費の増額やシステム改修の費用も含め、国において普通交付税措置が講じられる。

【（仮称）市立総合体育館建設工事追加分 908 万 5000 円】

問 追加工事の内容は。

答 発電機用返油ポンプの設置、火災感知器の増設、消火栓の移設・増設等を行う。また、総合体育館条例制定の検討過程において、受益者負担の観点に立った場合、シャワー利用に対して一定の料金を取るべきとの結論に至ったため、シャワー料金設備を設置する。

問 当初の設計に盛り込まれていなかった理由は。

答 シャワー料金設備については、追加する機器の選定及び積算に時間を要したためである。消防設備については、総合体育館は防災機能を兼ね備え、災害時には災害対策本部などの

拠点となることを想定していることから、消防署からの指導のうち、防火上、追加の設備として必要であると判断した。

なお、当初設計段階においても、消防法に適合する消防設備に関する事項を盛り込み、建築確認申請を提出し、消防署からも同意を得ていたところである。しかしながら、他の工事においても、建設が進んで行く過程において、消防署と協議を重ねる中で、法には適合しているものの、より安全に配慮した指導を受けることは、通常あるケースと聞いている。

問 追加工事による工期への影響及びオープンまでのスケジュールは。

答 28年3月には予定どおり基礎工事が完了しており、7月には地上階の躯体工事が完了し、10月には屋根や壁等の工事を終え、11月からは内装工事や電気工事等に入る予定である。

今回の追加工事は、電気設備や機械設備の軽微な変更であることから、工期に影響があるものとは考えておらず、現時点では、当初予定のとおり29年2月の竣工を見込んでいる。

その後、29年3月中に工事検査が完了し、3月末から4月にかけて順次、備品等の搬入を行い、開館に向けた準備を行う予定であることから、総合体育館の供用開始については、29年5月下旬から6月初旬で検討している。

問 体育館の開館時間が規則で午後9時までと定められていたとしても、シャワーなどの時間を考慮し、9時20分程度までは余裕を持って運用することを指定管理の条件に含めるべきだと考えるが、見解は。

答 現在、指定管理者の募集手続を進めており、説明会等でそのような条件を提示したいと考えている。

(その他の質疑項目)・児童扶養手当法改正に伴う額改定等の市民周知について

・総合体育館建設に伴うオープニングイベント開催への考えについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決